

## 兵庫県悪性新生物（がん）登録事業実施要領

### 1 目的

本事業は、県下における悪性新生物（がん）患者（以下「がん患者」という。）の登録を実施することにより、悪性新生物の罹患率の測定、がん患者の受療状況、生存率の測定等を行い、もって本県における悪性新生物対策の推進に資するとともに、県下におけるがん医療水準の向上を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

本事業は、医療機関をはじめとする関係機関の協力を得て、兵庫県が実施する。

### 3 悪性新生物の範囲

登録の対象となる悪性新生物の範囲は、国際疾病死因分類に掲げるすべての悪性新生物及び上皮内がんと頭蓋内のすべての腫瘍とする。

### 4 実施方法

#### （1）委託先

県内の医療機関から届け出のある兵庫県悪性新生物患者届出票（別添様式。以下「届出票」という。）等の整理、登録、集計及び解析等について、県は公益財団法人兵庫県健康財団（以下「健康財団」という。）に委託して実施する。

#### （2）医療機関の届出方法

県内医療機関は、がん患者を診療した場合は、届出票により、すでに他の医療機関からの届出の有無にかかわらず健康財団に届け出る。また、既に届出のあった患者が新たに他のがんに罹患したと診断された場合も同様とする。

届出の時期は、①入院患者は退院時 ②外来患者は治療終了時または検査・治療のために他院に紹介した時 ③患者死亡時のいずれかのうち一番早い時期に、1腫瘍につき1回限り、診断内容を届出票に所要事項を記載し、患者にかかる秘密の保持に留意し、専用封筒に入れ、健康財団に郵送する。

#### （3）人口動態調査死亡小票の転写

厚生労働省の許可を受けて、兵庫県健康福祉事務所（保健所）等は、人口動態調査死亡小票を転写し、とりまとめた上で、原則、毎月、健康財団に送付する。

#### （4）住民基本台帳ネットワークの利用

健康財団は予後調査において、届出票及び人口動態調査死亡小票で特定できなかったものについて、住民基本台帳ネットワークで検索するための電子媒体を作成し、県に送付する。

県は送付された電子媒体で住民基本台帳ネットワークにおいて県外転出の有無を検索し、その結果を健康財団に送付する。

#### （5）中央登録室

中央登録室は健康財団に置く。

#### （6）地域がん登録標準システム

独立行政法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）が定める地域がん登録標準システムに基づき事業実施し、次の事項を遵守する。

- ① 地域がん登録標準システムの基本方針
- ② 地域がん登録標準システムの利用条件
- ③ 地域がん登録標準システムの運用
- ④ このほか事業の推進に必要な事項

(7) 出張採録など登録精度の向上

がん情報収集に必要な場合、健康財団は医療機関の承認を得たうえで出張採録を行うなど、登録精度の向上に努めることとする。

(8) 本人関与の仕組み

個人情報の適切な取扱いを確保する観点から、本人関与の仕組みを設けることができる。登録拒否の申し出であれば、個人を識別できる情報の登録はしないものとし、削除の申し出であれば、本人であることを確認した上で当該個人を識別できるデータを削除するものとする。

5 秘密の保持

本事業に従事した者は、個々の患者及び医療機関について業務上知り得た秘密については、これを他に漏らしてはならない。

6 登録資料の利用

(1) 県は健康財団がとりまとめた解析結果を公表するとともに、関係医療機関等へ送付する。

(2) 登録資料は前項のほか、事業目的の達成に寄与すると認められる場合、利用することができる。

7 登録資料の提供

登録資料は、事業目的の達成に寄与すると認められる場合、厚生労働省や国立がん研究センターなどががん対策を推進する機関に対して、提供することができる。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、兵庫県健康福祉部長が定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。